

1. 件 名：九州電力株式会社玄海及び川内原子力発電所の平時の周辺住民への情報提供について

2. 日 時：令和4年9月14日 14:00～14:30

3. 場 所：原子力規制庁3階 室内会議卓

4. 出席者（テレビ会議システムによる出席）

原子力規制庁 緊急事案対策室

川崎企画調整官、反町専門職、澤村防災専門官、川本専門職

九州電力株式会社

原子力発電本部 原子力防災グループ課長 他1名

5. 要 旨

○ 平時の周辺住民への情報提供に係る実施状況について

九州電力株式会社から、同社玄海、川内原子力発電所の原子力事業者防災業務計画に定める平時の周辺住民への情報提供に係る実施状況について、資料に基づき説明があった。

原子力規制庁より、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」に基づき、平時の周辺住民への情報提供に係る実施状況について確認を行ったところ、原子力事業者防災業務計画に定めている、①放射性物質及び放射線の特性、②原子力発電所の概要、③原子力災害とその特殊性、④原子力災害発生時における防災対策の内容に加えて、施設の状況に応じた緊急事態の区分の考え方について、以下を実施したとのことであった。

- ・ 訪問活動等による情報提供
- ・ 発電所見学会
- ・ 周辺住民に配布している広報媒体による情報提供
- ・ 広報誌、広報施設、ホームページによる情報提供

6. その他

配布資料

資料 平時の周辺住民への情報提供について（九州電力株式会社）